

## クラブ・リーダーシップ・プランのまとめ

クラブを活性化するために、クラブ・リーダーシップ・プランを採用すべきであるという要請が出され、RI から各種のドキュメントが発表されています。

小人数のクラブは、委員会の統廃合によって委員会構成をスリム化することに関しては異論はないものの、RI が具体的に提示した委員会を巡って、ロータリーの理念やわが国のロータリアンの考え方にそぐわないという、強いためらいと反論がでていることも事実です。

そこで、RI のクラブ・リーダーシップ・プランに関する方針と、それに対処するための現実的な考え方について、考えてみたいと思います。

### RI より提示されたドキュメント 1

我々のクラブは終息の淵にあったが、クラブ・リーダーシップ・プランが蘇生の妙薬となったクラブ・リーダーシップ・プランを施行して、ロータリー・クラブの強化を図る

地区リーダーシップ・プランの延長計画であるクラブ・リーダーシップ・プランは、奉仕の第二世紀においてロータリーが安定、成長、成功を遂げるために極めて重要です。同プランは、ロータリーの綱領を追求するにあたっての、手続の標準化と諸活動の方向付けを行うための管理的枠組みをクラブに与えるものです。

クラブ・リーダーシップ・プランは、継続性や情報伝達、ロータリアンの関与を確実にするための標準手続を策定するようロータリー・クラブに促すことから始まります。このプランには、「効果的なロータリー・クラブとなるための活動計画の指標」を用いての方策計画および目標設定が含まれています。簡易な委員会構成はクラブの中心的業務に主眼を置いています。クラブの奉仕目標や親睦に取り組むために拡張することができます。

クラブ・リーダーシップ・プランは、各クラブが独自の特性（アイデンティティー）を築き上げるための土台を提供するものです。施行における9段階は、すべてのロータリー・クラブが効果的となるために取り組むべき項目です。クラブは、独自に選んだ方法でこれらの項目に取り組むことができます。柔軟性のあるクラブ・リーダーシップ・プランは、ロータリー世界のどこでも実施することができます。クラブ・リーダーシップ・プランは、改正された「推奨ロータリー・クラブ細則」、ロータリーの指導者育成サイクル（会長エレクト研修セミナーおよび地区協議会）、「効果的なロータリー・クラブとなるための活動計画の指標」「クラブ訪問報告用紙」に反映されています。

クラブ・リーダーシップ・プランは、世界中のクラブによって成功が実証され、新規および既存のロータリー・クラブの推奨構成とされています。すべてのクラブは同プランを検討し、既に施行されている内容はどれか、また、クラブにとって有益な内容はどれであるかを判断する必要があります。ガバナー補佐がクラブ指導者を援助し、プランの検討や施行を支援します。クラブ・リーダーシップ・プランの施行は、地元社会や世界を向上させる力を備えた効果的なクラブを作り出します。

詳細は、RI クラブ・地区管理担当職員（日本事務局奉仕室職員）までお問い合わせください。

改正された「推奨ロータリー・クラブ細則」は、[www.rotary.org](http://www.rotary.org) のダウンロード・センターでご入手いただけます。

## RI より提示されたドキュメント 2

### クラブ・リーダーシップ・プラン

クラブ・リーダーシップ・プランの目的は、効果的なクラブの管理の枠組みを提供することにより、ロータリー・クラブの強化を図ることです。

以下は、効果的なクラブの要素です。

☆会員基盤を維持、拡大する。

☆地元地域社会ならびに他の国々の地域社会のニーズを取り上げたプロジェクトを実施、成功させる。

☆資金の寄付およびプログラムへの参加を通じてロータリー財団を支援する。

☆クラブの枠を超えてロータリーにおいて奉仕できる指導者を育てる。

クラブ・リーダーシップ・プランを実施するには、現任、次期、元クラブ指導者は以下を行うものとされます。

- 1.効果的なクラブの要素に取り組む長期計画を立案する。
- 2.効果的なロータリー・クラブとなるための活動計画の指標」を使用して、クラブの長期計画と合致した年間目標を設定する。
- 3.計画過程に参加する会員を含めてクラブ協議会を実施し、ロータリーの活動に関する情報を伝える。
4. クラブ会長、理事会、委員会委員長、クラブ会員、地区ガバナー、ガバナー補佐、および地区委員会の間に明確な意思疎通が図られるよう確認する。
- 5.将来の指導者育成を確実にする一貫した引継ぎ計画の概念を含め、指導者の継続性を確保する。
- 6.クラブ委員会構成とクラブ指導者の役割と責務を反映させるべく、細則に修正を加える。
- 7.クラブ会員の親睦をさらに深めるような機会を提供する。
- 8.会員全員がクラブのプロジェクトや業務に活発に関与するよう計らう。
- 9.以下を確実にするための包括的な研修を企画する。

☆クラブ指導者が地区研修会合に出席する。

☆新会員のための一貫したオリエンテーションを定期的実施する。

☆現存会員のための継続的教育の機会を提供する。

地区リーダーシップ・プランに提示されているように、クラブ指導者は、地区指導者と相談しながらクラブ・リーダーシップ・プランを施行するものとされます。同プランは、毎年見直しが行われるべきです。

#### クラブ委員会

クラブ委員会は、四大奉仕に基づくクラブの年間目標および長期目標に向けた取り組みを担当します。会長エレクト、会長、直前会長が協力し、指導の一貫性と計画の継続性を図らなくてはなりません。可能であれば、継続性を図るため、委員会委員は3年を任期として委員会に任命されるべきです。会長エレクトは、空席を埋めるための委員、および委員長を任命し、年度の開始に先立って計画を立てるための会合を実施する責務があります。委員長は、同じ委員会の委員を務めた経験を備えた人物であることが推奨されています。常任委員会は以下の通りに任命されるものとされます。

#### ☆会員増強委員会

会員の勧誘と退会防止の包括的計画を立案、実施します。

#### ☆ クラブ広報委員会

ロータリーに関する情報を一般の人々に提供し、クラブの奉仕プロジェクトや活動を推進するための計画を立案、実施します。

☆ クラブ管理運営委員会

クラブの効果的な管理運営に関する活動を実施します。

☆ 奉仕プロジェクト委員会

地元社会や他国の地域社会のニーズを取り上げた教育的、人道的、職業的プロジェクトを立案、実施します。

☆ ロータリー財団委員会

財政的寄付およびプログラム参加の両面からロータリー財団を支援するための計画を立案、実施します。

必要な場合は、この他の委員会を任命することもできます。

研修の要件

クラブ委員会委員長は、職務に就任する前に地区協議会に出席すべきです。

地区リーダーシップ・プランとの関係

クラブ委員会は、ガバナー補佐および関連する地区委員会と協力すべきです。

報告要件

クラブ委員会は、活動についてクラブ理事会に定期的に報告すべきであり、適切であれば、クラブ協議会において報告を行います。

## RI より提示されたドキュメント 3

### 7570 地区 (バージニア州西部、テネシー州北東部)における CLP 資料

ウェブ・サイトによる資料提供 [http://www.rotary7570.org/univ/clubleadershipplan\\_files/frame.htm](http://www.rotary7570.org/univ/clubleadershipplan_files/frame.htm)

#### 目的

クラブ・リーダーシップ・プラン (CLP)の目的は、効果的なクラブ管理体制を提供することによって、クラブ・レベルにおけるロータリーを強化することです。CLP はリーダーシップ開発・研修委員会

(LDT 委員会) によって、4 年以上にわたって開発されてきたものです。

#### 経過

2000 年 9 月

2000-2001 年度 LDT 委員会は、現在のクラブ常任委員会構成が、多数の委員会を持つ小さなクラブに負担を負わせ、効果的なクラブにするために立案されたその他の計画と一致しないことを発見したので、僅か 5 つの常任委員会しかない新しいクラブの管理組織を推奨しました。

2002 年 12 月 2002-2003 LDT 委員会は、CLP のガイドラインを開発しました。

2003 年 2 月理事会は原則的に CLP を承認し、クラブがそれを試験的採用することを要請しました。

2003-2004 CLP は 6 ケ国の 18 クラブによって試験的採用されました。

2004 年 11 月 CLP は推奨ロータリークラブ管理組織として、理事会によって承認されました。

2004 年 11 月 CLP に適応した新しい推奨ロータリークラブ細則が、理事会によって承認されました。

## 特徴

CLP は地区リーダーシップ・プランをクラブ・レベルに拡張したものです。

プランを実行するために、クラブが取るべき手順を示したものです。

リーダーに対する継続性とコンセンサスを育むものです。

地区委員会によって支援を受ける簡素化されたクラブ常任委員会のリストが含まれています。

新しい推奨ロータリークラブ細則によって支援されています。

義務的なものではありません。

新しいロータリークラブまたは苦境にあるロータリークラブに推奨されています。

新しい常任委員会

クラブ

理事会

クラブ

管理運営クラブ

広報会員組織奉仕

プロジェクトロータリー

財団

ガバナー

補佐地区広報地区

会員増強地区

プログラム地区ロータリー財団

## 地区リーダーシップ・プラン

地区リーダーシップに基づいた地区組織が、CLP を支援します。

- 1.ガバナー補佐はクラブ管理運営委員会およびクラブ理事会を支援します。
- 2.地区広報委員会はクラブ広報委員会を支援します。
- 3.地区会員増強委員会はクラブ会員増強委員会を支援します。
- 4.青少年交換、ローターアクトなどの地区プログラム委員会はクラブ奉仕プロジェクト委員会を支援します。
- 5.地区ロータリー財団委員会はクラブ・ロータリー財団委員会を支援します。

地区には、更に 5 つの推奨委員会があります。

- 1.拡大委員会
2. RI 年次大会推進委員会
- 3.地区大会委員会
- 4.研修委員会
- 5.財務委員会

利点

プロジェクトと意思決定の継続性

意思決定と目標設定に対するコンセンサス

クラブ指導者の活動の場の拡大と強化

クラブ指導者の継続性

クラブ活動に対する全会員の関与

#### 実施日程

2004年11月 RI 理事会が公式推奨ロータリークラブ組織として承認

(RI 理事会決定最新版としてロータリー・ワールド 2005年1月号に掲載)

2005年1月 RI ウェブサイトおよび英文による文書配布

2005年2月 すべての言語による文書配布

2005年4月 ロータリアン誌。バンクーバー・サンライズ・ロータリークラブによる CLP の成功例

2005年4月 ロータリー・ワールド。新しいクラブ細則と CLP に関する記事。

2005年6月シカゴ大会。CLP ワーク・ショップ

2005年7月 DGTM には CLP に関する情報が含まれます。

2005年 GETS 指導者の手引きには CLP の情報が含まれます。

2005年10月 CLP に関する出版物が入手可能

2006年3月 PETS においてすべてのクラブに CLP に関する出版物を配布

## RI より提示されたドキュメント 4

### クラブ・リーダーシップ・プラン・ワークシート

クラブ会長は、本クラブがクラブ・リーダーシップ・プランの実現を計画するに当たって、このワークシートを使用しなければなりません。各項目に記載されている計画は、クラブがクラブ・リーダーシップ・プランを実行するために選択する一般的な方法です。クラブは必要に応じて実現するための代替の計画を開発することが奨励されています。

クラブ名

会長名

ロータリー年度

#### 実施方法

1. □ 私たちのクラブは、向こう3年から5年のクラブの奉仕活動に対する目標、奉仕プロジェクト、会員増強、ロータリー財団、指導力開発を設定して長期計画を開発しました。別紙に記載して、このワークシートに添付してください。
2. □ クラブは、次ロータリー年度の目標を設定するために、「効果的なロータリー・クラブとなるための活動計画の指標」を完成させました。
3. 次年度の計画を立てて、クラブの会員に周知するために、次の日時にクラブ協議会を開催します。
  - 地区協議会後のクラブ協議会
  - ガバナー公式訪問前のクラブ協議会
  - その他のクラブ協議会を計画
4. □ 会長エレクトが計画の概要を説明しました。別紙に記載して、このワークシートに添付してください。

5.  クラブは指導者の継続性を図るためのシステムを作りました。
  - 意思決定に会長エレクトと会長ノミニニーが参加
  - 次期委員長指名に委員長が参加
6.  クラブの実情を反映するようにクラブ細則を変更しました。注：  
RI ウェブサイトから推奨ロータリークラブ細則の最新版を得ることができます。
  - 細則を変更した日付
 別紙に変更した細則の概要を記載して、このワークシートに添付してください。
7.  年間に計画している適切な親睦活動を別紙に記載して、このワークシートに添付してください。
8.  クラブはクラブにおけるすべての会員の活性化を図るためのシステムを作りました。
  - すべての会員は委員に任命されています。
  - すべての会員は奉仕プロジェクトに参加しています。
9.  クラブは以下の行事の日程を含んだ、包括的な研修プランを立てました。
  - 会長エレクトは PETS に参加した。
  - すべての次期クラブ指導者は地区協議会に参加した。
  - 新入会員のオリエンテーションを実施した。
 クラブ会員に出席を要請した。
  - 地区ロータリー財団セミナー
  - 地区会員増強セミナー
  - 地区リーダーシップ・セミナー
  - 地区大会

#### 地区リーダーシップ・チーム

クラブはクラブ・リーダーシップ・プランを作るために、次の地区指導者と共に活動します。

- ガバナー補佐
- ガバナー・エレクト
- 地区研修リーダー
- 地区委員

#### 委員会

クラブ委員会は定期的にクラブ理事会に報告しなければなりません。以下の委員が任命されています。

会員増強委員会	ロータリー財団委員会
委員長	委員長
副委員長	副委員長
元委員長	元委員長
委員	委員
広報委員会	クラブ管理委員会
委員長	委員長

副委員長  
元委員長  
委員

副委員長  
元委員長  
委員

奉仕プロジェクト委員会

委員長

副委員長

元委員長

委員

必要とするその他の委員会のリストは別紙に記載して、このワークシートに添付してください。

## RI より提示されたドキュメント 5

クラブに新風を吹き込むプラン

ロータリーの友 2005年4月号

2003年、ディーン・ローアス氏がカナダ・ブリティッシュコロンビア州バンクーバーサンライズロータリークラブの会長に就任した時に感じたのは、クラブにはもっと活力が必要だということでした。

「私たちのクラブは、とにかく新風がもたらされないことにはどうにもならないような状態でした。すっかり停滞していて、会員は22人にまで減ってしまいましたし、自分たちのお決まりのやり方に固執したロータリアンばかりでした」

そこでローアス氏は、クラブ・リーダーシップ・プランの試験に参加してみることにしました。このプランは、退会防止、会員増強、奉仕プロジェクトの実施、ロータリー財団の支援、クラブの枠を超えて活躍できる指導者の育成を中心に、クラブを支えるものです。国際ロータリー理事会は、11月の会合でクラブ・リーダーシップ・プランを承認し、本プランを実行する上で必要となる合理化された委員会を組織化するために、「推奨ロータリー・クラブ細則」を改定しました。変更後のクラブ細則では、これまで18あった委員会が5つに抑えられています。クラブは、細則の改正とそれに伴うプランの実施を奨励されてはいますが、義務づけられているわけではありません。新たな管理上の枠組みとなるこのプランは、クラブの指導者が年次目標と長期的な計画を立て、会員の一人ひとりをクラブのプロジェクトや委員会に関与させるよう推奨するものです。

2003 - 2004年度に実施された試験的クラブ・リーダーシップ・プランに参加したのは6か国で、そのうちの1つがバンクーバーサンライズRCでした。「試験に参加したおかげで、クラブのみんながロータリーに対して再び意欲を燃やすようになりました」とローアス氏は言います。「古い考え方にとらわれずに、前へ進む勇気が出てきました」

このプランを導入する前、クラブには会員を引きつけるようなこれといったプロジェクトもなく、地元の企業や団体とのつながりもなく、かといって何か新しいことに挑戦してみようというような意欲もなく、また、クラブに存在する4つの委員会（クラブ奉仕、社会奉仕、国際奉仕、職業奉仕）にしても、同じ委員長が5年も6年も務めることが珍しくはなかったとローアス氏は言います。要するに、委員会に新しいアイデアを持ち込んでくる会員がいなかったのだと、ローアス氏は指摘します。

新プランに従い、クラブは、会員増強、クラブ広報、クラブ管理運営、奉仕プロジェクト、ロータリー財団の5つの委員会を設置しました。現在は、3年間にわたる段階的なシステムを導入し、委員

会の委員長は毎年入れ替わるようにしています。1年目は次期委員長として、2年目は実際の委員長として務め、3年目は新委員長の指導者的存在として相談に応じる役割を担います。

バンクーバーサンライズRCは、会員の勧誘、退会防止、会員の活性化だけでなく、資金拠出を必要としないプロジェクトの担当も会員増強委員会に委ねることにしました。奉仕プロジェクト委員会は、国際奉仕と社会奉仕の両方を担当することになり、ロータリー財団委員会は、ロータリー財団を推進する存在として、財団に関するさまざまなプログラムを監督するようになりました。

それだけでなく、クラブが国際奉仕に取り組む機会も増えたと、ローアス氏は付け加えます。現在、バンクーバーサンライズRCでは、南アフリカの保育園に資金や文具を提供しているほか、同国の小学校にコンピューターを寄贈し、教師にその使い方を指導しています。ローアス氏によると、以前のように小切手を切るだけのプロジェクト参加ではなく、真の意味でプロジェクトに直接参加したいという会員が増えているということです。

現在のところ、クラブ会員のほとんどがこの新しいプランに賛同していますが、元のやり方に戻ってしまう心配がなくなったとは言い切れないと、ローアス氏は言います。「現在の勢いを失わずに、新しい意欲をいかに保っていくかが今後の課題です。さまざまな変化を経てきましたが、今年度は、整理統合の年です。来年度はさらに磨きをかけ、前進していきますよ」

## RI より提示されたドキュメント 6

クラブ・リーダーシップ・プランによく出る質問

☆ クラブ・リーダーシップ・プランとは何ですか。

クラブ・リーダーシップ・プランはロータリークラブに対して推奨されている管理組織であり、過去100年来、世界中の効果的なロータリークラブの最も良い慣例に基づいた数多くの実務的な処理方法が含まれています。この計画は、意志決定に対するコンセンサス、リーダーシップとプロジェクト管理の継続性、奉仕活動や親睦や研修に対してすべての会員が関与することを意図したものです。

☆ ロータリーはなぜクラブ・リーダーシップ・プランを必要とするのですか。

ロータリーのリーダーシップは、毎年、すべてのレベルにおいて変化しています。ロータリーの指導者たちは、多くの時間を捧げているボランティアです。ロータリークラブの標準管理組織を持っていることは、ロータリークラブのリーダーたちが管理よりもむしろ奉仕に主力を注ぐことを容易にすると共に、クラブ・リーダーシップ・プランは優れた計画の継承と継続性をもたらします。

☆ このプランは、義務的なものですか。

いいえ。クラブリーダーシップ・プラン目標は、ロータリークラブがその必要があるかどうかを長い時間をかけて実証することによって、ロータリークラブを強化することです。すべてのクラブは、このプランを熟慮した上で、クラブを改善する方法を採用すべきです。

☆ どのようにすれば、私のクラブは現在の組織から新しい組織に変更できるのでしょうか。

ロータリー年度の少なくとも6ヶ月前に、あなたのクラブは、クラブ・リーダーシップ・プランにどのようにして変更するのかを計画すべきです。変更は、新しい推奨ロータリークラブ細則をそっくりそのまま採用して、クラブ・リーダーシップ・プランを完全に実行するか、またはあなたのクラブを強化する計画を部分的に採用するかです。ロータリークラブが自治権があり、二つとして同じクラブはないので、あなたのクラブはどんな変更が必要かを、適切に時間をかけて決めなければなりません。



☆ クラブリーダーシップ・プランの下における四大奉仕の役割は何ですか。

クラブ・リーダーシップ・プランの下で四大奉仕(クラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕)はロータリーの活動の中心であり、クラブの奉仕活動がロータリーの綱領をすべて達成するようにバランスよく機能しなければなりません。四大奉仕はロータリークラブが「超我の奉仕」というロータリーの主な目的に焦点をあてるものです。クラブは各奉仕部門に取り組んで、年次目標を設定しなければなりません。クラブの運営上の必要から5つの常任委員会、すなわち、クラブ管理、クラブ広報、会員増強、奉仕プロジェクト、ロータリー財団によって処理します。

☆ クラブ理事会は、各常任委員会1名、合計5名の理事ということを意味しますか。

必ずしもその必要はありません。推奨ロータリークラブ細則によると、クラブ理事はクラブを管理するために選出されます。クラブの委員長は、クラブの目標を実行するために会長エレクトによって指名されます。理事は委員会の目標設定と予算策定を行います。クラブの委員長は、特定の委員会の活動に焦点を合わせます。小さなクラブのために、委員長を理事として務めさせる場合は、指名ではなく、それぞれを選挙で選ぶべきです。

☆ 奉仕プロジェクト委員会は、社会奉仕、職業奉仕、国際奉仕を含むので混乱しませんか。

クラブは奉仕プロジェクト委員会に小委員会を追加することが可能です。その場合には、奉仕プロジェクト委員会は小委員会の活動を監督し、小委員会が特定のプロジェクト目標を達成するために、活動が重複しないように万全を期さなければなりません。

☆ ロータリー財団委員会は何をやるのですか。

クラブのロータリー財団委員会は、あなたのクラブが財団に関するプログラムに参加し、それらのプログラムを支援する基金を提供するために活動します。2003-04年度には、ロータリー財団は、ロータリーの綱領を支援するために、人道的、教育的、ポリオプラス補助金として8500万ドル以上を使用しました。クラブ・レベルの委員会は、あなたのクラブの奉仕活動を支援するこれらの補助金を集めます。

☆ クラブリーダーシップ・プランは、規模の異なったクラブにどのようにして適合させることができますか。

ロータリークラブには20人未満から、200人以上まで会員の幅があります。クラブ・リーダーシップ・プランは継続性と会員のコンセンサスとすべての会員の参加に焦点をあてており、どんな規模のロータリー・クラブにも役に立ちます。クラブは、会員のニーズに適った推奨委員会構成を採用することができます。小さなクラブは、基本的な5つの委員会から始めて、必要に応じて委員会を追加すべきです。大きいクラブは、委員会を追加してもいいし、奉仕目標を達成するために、あるいは、すべての会員に関わりを持たせるために、小委員会を作ることが可能です。

☆ 私たちのクラブは2年に過ぎません。私たちはなぜクラブリーダーシップ・プランを採用しなければならないのですか。

すべてのクラブは、最初の100年間の間にロータリーによって開発された効果的なロータリークラブの最善のやりかたを反映させたCLPを考えるべきです。新しいクラブはクラブ・リーダーシップ・プランに含まれた運営手順を実施することによって、既存ロータリークラブの経験から利益を得ることでしょう。

☆ どんな資源が、クラブ・リーダーシップ・プランを支援するために役立ちますか。

2006年の会長エレクト研修セミナー(PETS)で、すべてのロータリークラブの会長エレクトに配布されるクラブ・リーダーシップ・プラン出版物は、この計画方針の情報、それを達成するための計画実

施ステップ、実施のための推奨タイム・スケジュールが含まれています。RI ウェブサイトには、RI 理事会の方針、実施のためのワークシート、推奨ロータリークラブ細則、効果的なロータリー・クラブとなるための活動計画の指標、目標設定ツールを含んだ、クラブ・リーダーシップ・プランのための資源ページがあります。地区レベルでは、地区ガバナーとガバナー補佐が、あなたのクラブが計画を実施するのを支援し、5つの常任委員会に対応する地区委員会が活動を支援し、資源を分け与えてくれます。

## RI より提示されたドキュメント 7

「ロータリー章典」

### 17.030.6 クラブ・リーダーシップ・プラン

クラブ・リーダーシップ・プランの目的は、効果的なクラブの管理の枠組みを提供することにより、ロータリー・クラブの強化を図ることです。以下は、効果的なクラブの要素です。

- a) 会員基盤を維持、拡大する。
- b) 地元地域社会ならびに他の国々の地域社会のニーズを取り上げたプロジェクトを実施、成功させる。
- c) 資金の寄付およびプログラムへの参加を通じてロータリー
- d) クラブの枠を超えてロータリーにおいて奉仕できる指導者を育てる。

クラブ・リーダーシップ・プランを実施するには、現任、次期、元クラブ指導者は以下を行うものとされます。

- a) 効果的なクラブの要素に取り組む長期計画を立案する。
- b) 「効果的なロータリー・クラブとなるための活動計画の指標」を使用して、クラブの長期計画と合致した年間目標を設定する。
- c) 計画過程に参加する会員を含めてクラブ協議会を実施し、ロータリーの活動に関する情報を伝える。
- d) クラブ会長、理事会、委員会委員長、クラブ会員、地区ガバナー、ガバナー補佐、および地区委員会の間に明確な意思疎通が図られるよう確認する。
- e) 将来の指導者育成を確実にする一貫した引継ぎ計画の概念を含め、指導者の継続性を確保する。
- f) クラブ委員会構成とクラブ指導者の役割と責務を反映させるべく、細則に修正を加える。
- g) クラブ会員の親睦をさらに深めるような機会を提供する。
- h) 会員全員がクラブのプロジェクトや業務に活発に関与するよう計らう。
- i) 以下を確実にするための包括的な研修を企画する。
  - 1. クラブ指導者が地区研修会合に出席する。
  - 2. 新会員のための一貫したオリエンテーションを定期的実施する。
  - 3. 現存会員のための継続的教育の機会を提供する。

地区リーダーシップ・プランに提示されているように、クラブ指導者は、地区指導者と相談しながらクラブ・リーダーシップ・プランを施行するものとされます。同プランは、毎年見直しが行われるべきです。

### クラブ委員会

クラブ委員会は、四大奉仕に基づくクラブの年間目標および長期目標に向けた取り組みを担当します。会長エレクト、会長、直前会長が協力し、指導の一貫性と計画の継続性を図らなくてはなりません。可能であれば、継続性を図るため、委員会委員は3年を任期として委員会に任命されるべきで

す。会長エレクトは、空席を埋めるための委員、および委員長を任命し、年度の開始に先立って計画を立てるための会合を実施する責務があります。委員長は、同じ委員会の委員を務めた経験を備えた人物であることが推奨されています。常任委員会は以下の通りに任命されるものとされます。

#### I 会員増強委員会

会員の勧誘と退会防止の包括的計画を立案、実施します。

#### II クラブ広報委員会

ロータリーに関する情報を一般の人々に提供し、クラブの奉仕プロジェクトや活動を推進するための計画を立案、実施します。

#### III クラブ管理運営委員会

クラブの効果的な管理運営に関する活動を実施します。

#### IV 奉仕プロジェクト委員会

地元社会や他国の地域社会のニーズを取り上げた教育的、人道的、職業的プロジェクトを立案、実施します。

#### V ロータリー財団委員会

財政的寄付およびプログラム参加の両面からロータリー財団を支援するための計画を立案、実施します。

必要な場合は、この他の委員会を任命することもできます。

#### 研修の要件

クラブ委員会委員長は、職務に就任する前に地区協議会に出席すべきです。

#### 地区リーダーシップ・プランとの関係

クラブ委員会は、ガバナー補佐および関連する地区委員会と協力すべきです。

#### 報告要件

クラブ委員会は、活動についてクラブ理事会に定期的に報告すべきであり、適切であれば、クラブ協議会において報告を行います。

(November 2004 Mtg., Bd.Dec. 128)

## RI より提示されたドキュメント 8

### クラブ・リーダーシップ・プラン 245-JA

クラブ・リーダーシップ・プランは蘇生の妙薬となったクラブ・リーダーシップ・プランとは、ロータリー・クラブに推奨される管理的枠組みであり、効果的なロータリー・クラブのベスト・プラクティス（最善の実践方法）に基づいて作成されています。それぞれのロータリー・クラブは独自に異なる存在であるため、クラブ・リーダーシップ・プランは、世界中のクラブの個々のニーズに応用できる柔軟性を備えています。クラブ・リーダーシップ・プランの採用はすべてのクラブに義務づけられているわけではありませんが、次のようなベスト・プラクティスに基づく標準化された管理上の手続を採用することは、新旧を問わずすべてのロータリー・クラブにとって有用となるでしょう。

効果的なクラブの要素に取り組む長期目標を立案する。

長期目標を支える年次目標を設定する。

クラブ会員全員が最新情報を得ていること、クラブに参加していることを

クラブの運営を反映するよう細則を独自に修正する。

定期的な親睦の機会を提供する。

すべてのクラブ会員が積極的に参加する。

定期的かつ首尾一貫した研修を提供する。

クラブ・リーダーシップ・プランの目標は、各奉仕部門に沿って活動を遂行することによりロータリーの綱領を追求する効果的なクラブを創造することです。効果的なクラブは、以下を遂行することによってロータリーの綱領を果たすことができます。

会員基盤を維持、拡大する。

地元地域社会ならびに他の国々の地域社会のニーズを取り上げたプロジェクトを実施、成功させる。

資金の寄付およびプログラムへの参加を通じてロータリー財団を支援する。

クラブの枠を超えてロータリーにおいて奉仕できる指導者を育てる。

クラブ・リーダーシップ・プランは、各奉仕部門における目標を達成するためのクラブの力を高める一助となります。成果溢れる奉仕プロジェクトの実施は、社会奉仕、国際奉仕、職業奉仕に影響を与えます。会員数が増加すれば、クラブの各奉仕部門で活動できるロータリアンの数も増えることになります。ロータリー財団を支援することは、社会奉仕と国際奉仕の両方に影響を与えます。手続の合理化、より円滑な情報伝達、長期計画の策定、関与する会員の増加によって、クラブ奉仕がさらに改善されます。能率的に運営されるようになれば、クラブは奉仕活動を一層効果的に実施することができます。クラブ・リーダーシップ・プランは、クラブが各奉仕部門にさらに努力を傾け、ロータリーの綱領に到達することができるようにするためのものなのです。

ロータリーの綱領奉仕部門

ロータリーの綱領は、有益な事業の基礎として奉仕の理想を鼓吹し、これを育成し、特に次の各項を鼓吹、育成することにある。四大奉仕部門は、ロータリアンがロータリーの綱領を理解する手助けとして、1920年代に設けられました。

第1 奉仕の機会として知り合いを広めること。クラブ奉仕は、親睦活動を充実させ、クラブを効果的に機能させることを主眼とします。

第2 事業および専門職務の道徳的水準を高めること。あらゆる有用な業務は尊重されるべきであるという認識を深めること。そしてロータリアン各自が業務を通じて社会に奉仕するためにその業務を品位あらしめること。職業奉仕は、ロータリアンがそれぞれの職業を通じて他の人々に奉仕し、高い道徳的水準を保つことを奨励します。

第3 ロータリアンすべてがその個人生活、事業生活および社会生活に常に奉仕の理想を適用すること。社会奉仕は、クラブが地域社会の生活の向上を目指して実施するプロジェクトおよび活動を包括します。

第4 奉仕の理想に結ばれた、事業と専門職務に携わる人の世界的親交によって国際間の理解と親善と平和を推進すること。国際奉仕は、世界中におけるロータリーの人道的な援助活動を拡大し、世界理解と平和の推進のために実施する方策を抱合します。

クラブ・リーダーシップ・プランの利点

現在のクラブ運営を見直す機会を与えるクラブ・リーダーシップ・プランは、クラブに数々の利点をもたらします。

クラブの将来について、すべての会員に意見を述べるチャンスが与えられる。

クラブ運営を簡素化することによって、奉仕と親睦に集中するためのより多くの時間を会員に与える。

クラブ会員がより一層関与することによって、将来のクラブおよび地区指導者が育成される。

クラブ活動に会員がより多く参加するにつれ、会員保持率が高くなり、退会防止につながる。

クラブ指導者は、クラブ目標を達成するためにより多くの会員の協力を得ることができる。

任命とクラブ目標の間に継続性を持たせることによって、ある年度から次の年度への移行が容易になる。

クラブの慣習を新鮮な目で見直すことによって、ロータリーへの熱意が新たになる。

#### プランの施行

元、現任、次期クラブ役員が共に協力し、以下のような方法に基づいてクラブに適した形にリーダーシップ・プランを修正します。

#### 1. 効果的なクラブの要素に取り組む長期目標を立案する。

長期目標は、今後3年から5年間にわたるロータリー年度に適用され、効果的なクラブの要素（会員増強、指導者育成、ロータリー財団、奉仕プロジェクト）に取り組むものとされます。また、長期目標は、これらの各要素においてクラブの成功を促す方策を含むものでなければなりません。クラブのリーダーシップ・プランが数年間にわたり進展するにつれ、これらの目標も随時更新されるべきです。

#### 2. 効果的なロータリー・クラブとなるための活動計画の指標」を活用し、クラブの長期目標と調和する年次目標を設定する。

活動計画の指標」には、年次目標を達成するために活用される一般的な方策が記載されており、クラブは独自の方策を追加して記入することができます。これは、必要に応じて内容を更新することができます。年次目標は、各奉仕部門を取り上げ、クラブがロータリーの綱領を追求するのを支援するものであるべきです。目標設定に関するこの他の情報は、「クラブ役員キット」(225-JA)をご参照ください。

#### 3. 計画過程に会員を関与させクラブ協議会を実施し、ロータリーの活動に関する情報を随時伝える。

クラブ協議会の開催によって、クラブの全会員が最新事情を把握し、クラブ活動に参加していると実感できるようになります。多くのクラブでは、会員全員がクラブに関する決定事項を協議するための機会として、また、委員会が活動を報告するための機会として協議会を活用しています。

#### 4. クラブ役員、クラブ会員、地区指導者の間の明確なコミュニケーション（連絡）を保つようにする。

クラブ会員全員とガバナー補佐が出席する定例のクラブ協議会を開催することによって、明確なコミュニケーション（連絡）が促されることとなります。クラブ協議会のない時には、クラブ指導者が協力し、クラブ指導者同士、およびクラブ会員と地区指導者と連絡を取り合う方法を確立する必要があります。コミュニケーションの計画を立てる際には、誰が誰に連絡するのか、どのような連絡手段を用いるのか、いつ連絡すべきかの概要をまとめてください。

#### 5. 将来の指導者育成を確実にする一貫した引継ぎ計画の概念を含め、指導者の継続性を確保する。

ロータリー・クラブの指導者は毎年交代するため、すべてのクラブは指導者の継続性を確保する必要があります。この継続性を実現する最も成功率の高い方法は、複数年任期で任命すること、全委

員会に現・次期・元委員長を委員として含めること、現職のクラブ会長が会長エレクト、会長ノミニ、直前会長の各者と緊密に協力することなどがあります。

6. クラブ委員会構成とクラブ指導者の役割と責務を反映させるべく、クラブ細則に修正を加える。

RI から提供される推奨ロータリー・クラブ細則に修正を加え、クラブ独自の運営を反映させます。この他の情報は、本書の「クラブ細則」(第 X ページ) および推奨ロータリー・クラブ細則 (第 X ページ) をご覧ください。

7. クラブ会員の親睦をさらに深めるような機会を提供する。

ロータリーを楽しんでいる会員は、自分が参加しているという実感を持ちやすいものです。クラブの親睦を充実させることで、クラブの奉仕活動も助長されることでしょう。

8. 会員全員がクラブのプロジェクトや業務に活発に関与するよう計らう。

クラブに関与することによって会員はロータリーについて学ぶことができ、クラブの活発な会員であり続けます。活発な会員は、クラブのプロジェクトが自分のものであると感じ、さらに献身するものです。

包括的な研修プランを立案する。

包括的な研修は、以下を確実にします。

クラブ指導者の地区研修会合への出席

新会員のための一貫したオリエンテーションの定期的な実施

現存会員のための継続的教育の機会の提供

将来の指導者を育成するために研修は非常に重要です。研修によって、現在のクラブ役員はロータリーの情報に精通し、クラブをより良く指導し、さらに充実したロータリーの奉仕を行うことができるようになります。

クラブ指導者は、プランがクラブの目標に適切、クラブの独自性を反映させたものであり続けるよう、プランを毎年検討しなければなりません。プランを施行および検討する際、あるいは年度を通じて必要な場合には、地区指導者 (特にガバナー補佐) に援助を要請してください。

クラブ委員会

クラブ・リーダーシップ・プランは、クラブの年次目標を実現するために、以下の 5 つの常任委員会を任命することを推奨しています。

会員増強・退会防止委員会

クラブ会員の勧誘と退会防止の計画を立案、実施する。

クラブ広報委員会

ロータリーに関する情報を一般の人々に提供し、クラブの奉仕プロジェクトや活動を推進するための計画を立案、実行する。

クラブ管理運営委員会

クラブのすべての管理運営の活動を実施する。クラブ幹事および会計は、この委員会の委員となるものとする。

奉仕プロジェクト委員会

地元社会や他国の地域社会のニーズを取り上げた教育的、人道的、職業的プロジェクトを立案、実行する。

ロータリー財団委員会

寄付および財団プログラムへのクラブの参加の両面から、ロータリー財団を支援するための計画を立案、実施する。

各委員会の活動の継続性を図るため、可能であれば、委員を3年任期で任命してください。クラブ会長エレクトは、空席の補充および委員会委員の任命に対して責任を有します。会長エレクトはまた、次ロータリー年度が始まる前に、次期委員会と計画策定のための会合を開くべきであるとされます。クラブ・リーダーシップ・プランは、その委員会において以前に委員を務めた経験がある人が委員長を務めることを推奨しています。

クラブは必要に応じて追加の委員会を任命します（特別なプロジェクトや、クラブが古くから行っている活動を反映した委員会など）。それぞれの常任委員会は、クラブの年次目標および長期目標を支えるような目標を設定すべきです。

クラブはまた、必要に応じて小委員会を任命することも可能です。例えば、奉仕プロジェクト委員会には、社会奉仕、国際奉仕、青少年プログラム（青少年交換やインターアクトなど）といった小委員会を設けることができます。クラブが特定のロータリー財団プログラムにおいて非常に活発に活動している場合には、クラブはそのプログラムを重点的に扱う小委員会を設置することもできます。

各クラブ委員会は、進捗や委員会活動について、定期的にクラブ理事会に報告すべきであるとされます。多くのクラブは、クラブ協議会をこの目的に利用しています。各委員会はまた、クラブを担当するガバナー補佐および適切な地区委員会と定期的に連絡を取り合うことによって、地区からの支援を活用すべきです。

#### 地区からの支援

ロータリー地区は、ロータリー・クラブを支援するために存在します。以下の表は、地区ガバナー率いる指導者チームが、いかにしてクラブ委員会を支援することができるかを示しています。

#### クラブ委員会地区による支援

会員増強・退会防止委員会  
会員増強委員会

クラブ広報委員会  
広報委員会

クラブ管理運営委員会  
ガバナー補佐

奉仕プロジェクト委員会  
各種プログラム委員会

ロータリー財団委員会  
ロータリー財団委員会

#### 地区指導者

クラブのリーダーシップ・プランを立案、施行する際には、地区指導者からの支援を必ず活用してください。クラブ・リーダーシップ・プランは、会長エレクト研修セミナーおよび地区協議会の研修議題に取り入れられており、また、クラブ・リーダーシップ・プランに関してクラブは地区指導者チームから援助を得ることができます。次期ガバナー補佐は、クラブがプランと合致する目標を設定するための「効果的なロータリー・クラブとなるための活動計画の指標」に記入する際に指針を提供します。新規加盟クラブも長い歴史を持つクラブも、また堅固なクラブも弱体クラブもすべて、クラブ運営をさらに充実させるためにプランを活用する方法について地区指導者がクラブを指導し、質問があれば答えてくれます。

#### 他のロータリー・クラブ

他のロータリー・クラブは、クラブ・リーダーシップ・プランに関する自らの体験を分かち合うことによって、支援を提供することができます。地区内の他のクラブと情報を交換することをお望みの場

合、クラブ・リーダーシップ・プランを施行している他のクラブと連絡を取ることに、ガバナーまたはガバナー補佐に問い合わせてください。

#### 研修の機会

すべてのクラブ指導者のために地区が実施する研修は、クラブ・リーダーシップ・プランの重要な側面です。会長エレクトは、会長エレクト研修セミナー（PETS）および地区協議会に出席するものとされています。地区協議会に出席すべきこの他のクラブ指導者は、次期幹事、次期会計、次期委員会委員長およびできるだけ多くの委員会委員とされています。会長エレクト研修セミナーと地区協議会の両会合において、次期クラブ指導者にクラブ・リーダーシップ・プランに関する情報が提供されます。以下のような地区が提供する継続教育の機会は、すべてのクラブ会員および役員が利用するよう奨励されています。

#### 地区大会

地区指導者育成セミナー

地区会員増強セミナー

地区ロータリー財団セミナー

#### クラブ細則

クラブ細則は、クラブ管理のための指針となるものです。推奨ロータリー・クラブ細則は、標準ロータリー・クラブ定款の内容に合わせて作成され、現在のロータリーの方針を反映しています。細則はクラブのニーズ、目標、活動に合わせて内容を適合させ、クラブ独自の特性（アイデンティティ）を反映させることができます。年度を重ねるにつれてクラブのリーダーシップ・プランも進展が見られるため、細則を見直し、新たな慣行や手続きを反映させるために内容を修正することも必要となります。

#### クラブ理事会

推奨ロータリー・クラブ細則に記載されている通り、クラブ理事会は以下で構成されるものとされています。理事（人数はクラブが定めた通り）

- ・ 会長
- ・ 副会長
- ・ 会長エレクト
- ・ 幹事
- ・ 会計
- ・ 直前元会長

これらの各役員は、ロータリー・クラブを管理するために、クラブ会員による多数投票で選出されます。委員会委員長は、クラブによる選挙ではなく、会長エレクトによって任命されるため、自動的に理事会のメンバーとなるわけではありません。委員会委員長を理事会に含めることを望むクラブは、クラブ細則を修正する必要があります。

#### 改正案の提案および投票

クラブは、クラブ会員の過半数が出席している任意の例会において、細則を改正することができます。提案された改正案は、まずクラブ理事会の承認を得るものとされ、投票の少なくとも10日前までに、提案された改正案について会員全員に通知されていなければなりません。細則の改正は、3分の2の賛成票によって承認されなければなりません。

#### 推奨されている期日設定



クラブ・リーダーシップ・プラン施行の準備（1月～6月）

クラブの現・次期理事会メンバーが会合し、クラブがどのようにしてクラブ・リーダーシップ・プランを施行するかを決定。

決定をクラブ全体に知らせ、クラブ会員全員の参加方法について協議するため、クラブ協議会を開催。次期ガバナー補佐が出席できない場合、クラブは、決定事項を地区指導者に伝える。

クラブの現・次期理事会メンバーが、活動の漸次移行や可能な限りの会員の参加といったプラン施行の時間的枠組みを設定。

プランに一致した形で、クラブ細則の内容を修正。

プランの施行

7月1日）クラブ目標の達成に向けてクラブ諸委員会が活動を開始。

必要に応じて「効果的なロータリー・クラブとなるための活動計画の指標」の内容を修正。

プランの査定

（1月1日）クラブ指導者と会員がリーダーシップ・プランを見直し、細則の改正などの必要な調整を加える。

次ロータリー年度の準備（5月1日）次期指導者は次年度の準備を進め、クラブはリーダーシップ・プランに必要な修正を追加。クラブの長期目標および細則も見直しを行う。

支援源

**Official Directory**（公式名簿）」を除き、以下に挙げられた **RI** の出版物はすべて注文または [www.rotary.org](http://www.rotary.org) からダウンロードすることができます。

「クラブ役員キット」（225-JA）－

クラブ会長、幹事、会計、クラブ委員会の責務の概要や、クラブ管理、会員増強、奉仕プロジェクト、ロータリー財団、広報など、ロータリー・クラブの運営や目標設定に関する情報を収めた手引書のセット。本キットには、下の資料が含まれています。

・クラブ会長要覧（222-JA）

・クラブ幹事要覧（229-JA）

・クラブ委員長の手引き（226-JA）

・ロータリー財団申請手続早見用手引き（219-JA）

手続要覧（035-JA）－

規定審議会における決定、**RI** 理事会およびロータリー財団管理委員会により制定された方針や手続が、3年毎に開かれる規定審議会の終了後に発行されます。**RI** 定款、**RI** 細則、標準ロータリー・クラブ定款、推奨ロータリー・クラブ細則を収めています。注：「2004年手続要覧」に収められているクラブ細則は、現行の推奨ロータリー・クラブ細則ではありません。

**Official Directory**（公式名簿）（007-EN）－

**RI** 役員、委員会、実行グループおよび事務局職員、世界中の地区およびガバナーの一覧、および各地区ごとのアルファベット順クラブ情報（クラブ会長と幹事の連絡先、例会場および曜日）が掲載されています。

効果的なロータリー・クラブとなるための活動計画の指標－クラブの効率といった重要な分野に関してクラブ指導者が目標を設定するための有用な手段。「クラブ会長要覧」に収められています。

**RI** ウェブサイト（[www.rotary.org](http://www.rotary.org)）－

会員組織やロータリー財団、RI プログラム、ニュース、行事、クラブおよび地区支援、研修など、ロータリーのあらゆる側面に関する情報を紹介するオンライン援助源です。プログラムの申請書式を含む RI の出版物の多くは、ダウンロードセンターから入手できます。クラブ・リーダーシップ・プランに関する資料（よく尋ねられる質問やパワーポイントのプレゼンテーションなど）も用意されています。

クラブ・地区管理担当職員（日本事務局奉仕室職員）－

RI 世界本部および国際事務局の担当職員で、管理運営に関する数多くの質問に答えたり、RI の適切な担当職員に質問を回したりします。

地区名簿－地区指導者の連絡先および地区に関する他の情報。

### 推奨ロータリー・クラブ細則

\*注：本細則は単に推奨されるにすぎない。従って、ロータリー・クラブは、標準ロータリー・クラブ定款、RI 定款、RI 細則、およびロータリー章典と矛盾しない限り、クラブ自身の事情に応じて変更することができる。もし疑問ある場合は、その変更案を RI 事務総長に提出して RI 理事会の審議を乞わなければならない。

#### 第 1 条 定義

1. 理事会：本クラブの理事会
2. 理事：本クラブの理事会メンバー
3. 会員：名誉会員以外の本クラブ会員
4. RI：国際ロータリー
5. 年度：7月1日に始まる12カ月間

#### 第 2 条 理事会

本クラブの管理主体は本クラブの会員\_\_\_\_\_名により成る理事会とする。すなわち本細則第 3 条第 1 節に基づいて選挙された\_\_\_\_\_名の理事、会長、副会長、会長エレクト（または、後任者が選挙されていない場合は会長ノミニー）、幹事、会計および直前会長である。

#### 第 3 条 理事および役員選挙

##### 第 1 節

役員を選挙すべき会合の 1 カ月前の例会において、その議長たる役員は会員に対して、会長（次々年度）、副会長、幹事、会計および\_\_\_\_\_名の理事を指名することを求めなければならない。その指名は、クラブの決定するところに従って指名委員会または出席全会員のいずれか一方または双方によって行うことができる。もし指名委員会を設けるように決定されたならば、かかる委員会はクラブの定めるところに従って設置されなければならない。適法に行われた指名は各役職ごとにアルファベット順に投票用紙に記載されて年次総会において投票に付せられるものとする。投票の過半数を獲得した会長、副会長、幹事および会計がそれぞれ該当する役職に当選したものと宣言されるものとする。投票の過半数を得た\_\_\_\_\_名の理事候補が理事に当選したものと宣言されるものとする。前記の投票によって選挙された会長候補は、会長ノミニーとなるものとし、その選挙の後の次の 7

月 1 日に始まる年度に、会長ノミニーのまま理事会のメンバーを務め、理事会のメンバーを務めた年度直後の 7 月 1 日に、会長に就任するものとする。会長ノミニーは、後任者の選挙が行われた後に会長エレクトの役職名が与えられるものとする。

##### 第 2 節

選挙された役員および理事に直前会長を加えて理事会を構成するものとする。選挙によって決定した理事エレクトは、1週間以内に会合してクラブ会員の中から会場監督を務める者を選任しなければならない。

第3節 理事会またはその他の役職に生じた欠員は、残りの理事の決定によって補填すべきものとする。

第4節 役員エレクトまたは理事エレクトの地位に生じた欠員は、残りの理事エレクトの決定によって補填すべきものとする。

## 第4条 役員の任務

### 第1節

会長。本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって会長の任務とする。

### 第2節

会長エレクト。会長エレクトは理事会のメンバーとしての任務およびその他会長または理事会によって定められる任務を行うものとする。

### 第3節

副会長。会長不在の場合は本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって副会長の任務とする。

### 第4節

幹事。幹事の任務は、会員の記録を整理保管し、会合における出席を記録し、クラブ、理事会および委員会の諸会合の通知を発送し、これらの会合の議事録をつくってこれを保管し、毎年1月1日および7月1日現在の半期会員報告、半期報告を提出した7月1日または1月1日よりも後にクラブ会員に選ばれた正会員について10月1日と4月1日現在の四半期会員報告、会員資格変更報告、毎月の最終例会の後15日以内に地区ガバナーに対して行わなければならない月次出席報告を含む、諸種の義務報告をRIに対して行い、RI公式雑誌の購読料を徴収してこれをRIに送金し、その他通常その職に付随する任務を行うにある。

### 第5節

会計。会計の任務は、すべての資金を管理保管し、毎年1回およびその他理事会の要求あるごとにその説明を行い、その他通常その職に付随する任務を行うにある。その職を去るに当たっては会計はその保管するすべての資金、会計帳簿、その他あらゆるクラブ財産を、その後任者または会長に引き継がなければならない。

第6節 会場監督。会場監督の任務は通常その職に付随する任務、およびその他会長または理事会によって定められる任務とする。

## 第5条 会合

第1節 年次総会。本クラブの年次総会は毎年\_\_\_\_\_に開催されるものとする。そしてこの年次総会において次年度の役員および理事の選挙を行わなければならない。

(注：標準ロータリー・クラブ定款第5条第2節は、「役員を選挙するための年次総会は、12月31日もしくはそれ以前に開催されなければならない」と規定している)

### 第2節

本クラブの毎週の例会は\_\_\_\_\_曜日\_\_\_\_\_時に開催するものとする。例会に関するあらゆる変更または例会の取消はすべてクラブの会員全部に然るべく通告されなければならない。本

クラブの瑕疵なき会員はすべて、名誉会員（または標準ロータリー・クラブ定款第8条第3節および第4節の規定に基づき、出席を免除された会員）を除き、例会の当日、その出席または欠席が記録され、その出席は、本クラブまたは他のロータリー・クラブにおいて、その例会に充当された時間の少なくとも60パーセントに出席していたことが実証されるか、もしくは標準ロータリー・クラブ定款第8条第1節と第2節の規定によるものでなければならない。

第3節 会員総数の3分の1をもって本クラブの年次総会および例会の定足数とする。

#### 第4節

定例理事会は毎月\_\_\_\_\_に開催されるものとする。臨時理事会は会長がその必要ありと認めたとき、または2名の理事からの要求があるとき、会長によって招集されるものとする。但しその場合然るべき予告が行われなければならない。

第5節 理事の過半数をもって理事会の定足数とする。

#### 第6条 入会金および会費

第1節 入会金は\_\_\_\_\_とし、入会承認に先んじ納入すべきものとする。

#### 第2節

会費は年額\_\_\_\_\_とし、各半年ごとの各支払額のうちの一部は各会員のRI公式雑誌の購読料に充当するという諒解の下に、毎年2回7月1日および1月1日に納入すべきものとする。

#### 第7条 採決の方法

本クラブの議事は、役員および理事を投票によって選挙する場合を除き、口頭による採決をもって処理されるものとする。

理事会は、特定の決議案を、口頭ではなく投票により処理することを決定することができる。

（注：口頭による採決とはクラブの投票が発声方式での同意によって行われた場合と定義する）

#### 第8条 四大奉仕部門

四大奉仕部門は、本ロータリー・クラブの活動のための理念と実践の枠組みである。それはクラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、および国際奉仕である。本クラブは、四大奉仕部門の各部門に積極的に取り組むこととする。

#### 第9条 委員会

クラブ委員会は、四大奉仕部門に基づいた年次および長期的な目標を推進する責任を持つ。会長エレクト、会長および直前会長は、指導の継続と計画の引継ぎを確約するために、協力すべきである。一貫性を保持するため、実行可能であれば、委員会委員は同じ委員会に3年間留任されるべきである。会長エレクトは任期が始まる前に、委員会の空席を補填するために委員を任命し、委員会委員長を任命し、企画会議を設ける責務がある。委員長は委員会委員としての経験者を任命することが推奨される。

常設委員会の任命は次の通りである。

##### 会員増強委員会

この委員会は、会員の勧誘と退会防止に関する包括的な計画を立て、実施するものである。

##### クラブ広報委員会

この委員会は、一般の人々にロータリーについての情報を提供し、クラブの奉仕プロジェクトと奉仕活動を推進する計画を立て、実施するものである。

##### クラブ管理運営委員会

この委員会はクラブの効果的な運営に関連する活動を実施するものである。

## 奉仕プロジェクト委員会

この委員会は、地元地域社会および他国の地域社会におけるニーズに応える教育的、人道的および職業的プロジェクトを企画し、実施するものである。

## ロータリー財団委員会

この委員会は、資金的寄付とプログラムへの参加を通じてロータリー財団を支援する計画を立て、実施するものである。

その他、必要に応じて特別委員会を設けることができる。

(a) 会長は、職権上すべての委員会の委員となるものとし、その資格において委員会に付随するあらゆる特典をもつものとする。

(b) 各委員会は本細則によって付託された職務およびこれに加えて会長または理事会が付託する事項を処理すべきものとする。理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、これらの委員会は、理事会に報告してその承認を得るまでは行動してはならない。

(c) それぞれの委員長はその委員会の定例会合に対して責任をもち、委員会の仕事を監督、調整する任務をもち、委員会の全活動について理事会に報告するものとする。

(注：上記の委員会構成は、地区リーダーシップ・プランおよびクラブ・リーダーシップ・プランに沿ったものである。

クラブは、その奉仕と親睦のニーズを満たすために必要な委員会を設置する裁量権をもつ。そのような任意の委員会の見本一覧表は、「クラブ委員長の手引き」に記載されている。クラブは必要に応じて、独自の委員会構成を考案することができる)。

## 第 10 条 委員会の任務

会長は、その任期中の諸委員会の任務を確定し、評価するものとする。各委員会の任務を発表するにあたり、会長は既存の適切な RI 文書を参照するものとする。奉仕プロジェクト委員会はその年度計画を考案する際、職業奉仕、社会奉仕および国際奉仕の部門を考慮することとする。

それぞれの委員会は、具体的な権限、明確な目標、および各年度の初めにその年度内に実施する行動計画を設定するものとする。上述の通り、ロータリー年度の開始に先立ち、クラブ委員会のための推奨事項、委託任務、目標、計画に関し理事会に対し説明発表するための準備を整えるにあたり、必要な指導を施すのは会長エレクトの主要責務である。

## 第 11 条 出席義務規定の免除

理事会に対して書面をもって、正当かつ十分な理由を具して申請することによって、会員は出席義務規定の免除が与えられ、一定期間を限り本クラブの例会出席を免除される。

(注：このような出席義務規定の免除は会員身分の喪失を防ぐためのものである。しかし本クラブに対してその会員を出席同様にみなすためのものではない。その会員が他のクラブの例会に出席しない限り、出席を免除された会員は欠席と記録されなければならない。但し標準ロータリー・クラブ定款第 8 条第 3 節および第 4 節の規定に基づいて認められた欠席は本クラブの出席記録に算入されない)

## 第 12 条 財務

### 第 1 節

各会計年度の開始に先立ち、理事会はその年度の収支の予算を作成しなければならない。その予算は、これらの費目に対する支出の限度となるものとする。但し、理事会の議決によって別段の指示がなされた場合はこの限りでない。予算は 2 つの部分に分けられるものとする。すなわち、クラブ運営に関する予算と、慈善・奉仕活動運営に関する予算である。

第2節 会計は本クラブの資金をすべて理事会によって指定される銀行に預金しなければならない。クラブ資金は2つの部分に分けられるものとする。すなわち、クラブ運営と奉仕プロジェクトに関する資金である。

第3節 すべての勘定書は、会計、または理事もしくは権限をもつ役員2名の承認を受けたその他の役員によって支払われるものとする。

第4節 すべての資金業務処理は、毎年1回有資格者によって全面的な検査が行われるものとする。

#### 第5節

資金を預りあるいはこれを取り扱う役員は、本クラブの資金の安全保管のために理事会が要求する保証を提供しなければならない。保証の費用は本クラブが負担するものとする。

#### 第6節

本クラブの会計年度は7月1日より6月30日に到る期間とし、会費徴収の目的のために、これを7月1日より12月31日に至る期間および1月1日より6月30日に至る期間の二半期に分けるものとする。人頭分担金とRI公式雑誌購読料の支払は、毎年7月1日および1月1日に、それぞれ当日の本クラブ会員数に基づいて行われるものとする。

### 第13条 会員選挙の方法

#### 第1節

本クラブの正会員によって推薦された会員候補者の氏名は、書面をもって、本クラブ幹事を通じ、理事会に提出されるものとする。移籍する会員または他クラブに属していた元クラブ会員は、元クラブによって正会員に推薦されてもよい。この推薦は、本条に別な定めのある場合を除き、漏らしてはならない。

#### 第2節

理事会は、その被推薦者が標準ロータリー・クラブ定款の職業分類と会員資格の条件をすべて満たしていることを確認するものとする。

#### 第3節

理事会は、推薦状の提出後30日以内にその承認または不承認を決定し、これをクラブ幹事を通じて、推薦者に通告しなければならない。

#### 第4節

理事会の決定が肯定的であった場合は、被推薦者に対し、ロータリーの目的および会員の特典と義務について説明しなければならない。この説明の後、被推薦者に対し、会員申込用紙に署名を求め、また、本人の氏名および本人に予定されている職業分類をクラブに発表することについて承諾を求めなければならない。

#### 第5節

被推薦者についての発表後7日以内に、理事会がクラブ会員（名誉会員を除く）の誰からも、推薦に対し、理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合は、その日とは、名誉会員でないなら、本細則に定める入会金を納めることにより、会員に選ばれたものとみなされる。

理事会に対し異議の申し立てがあった場合は、理事会は、次の理事会会合において、この件について票決を行うものとする。異議の申し立てがあったにもかかわらず、入会が承認された場合は、被推薦者は、名誉会員でないなら、所定の入会金を納めることにより、クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

#### 第6節

このような選挙後に、クラブ会長は、当該会員の入会式を行い、クラブ幹事は当該会員に対して会員証を発行し、ロータリー情報資料を提供するものとする。その他、会長もしくは幹事が新会員に関する情報を RI に報告し、会長が、当該新会員がクラブに溶け込めるよう援助する会員を 1 名指名し、同新会員をクラブ・プロジェクトまたは行事に配属する。

第 7 節 クラブは、標準ロータリー・クラブ定款に従い、理事会により推薦された名誉会員を選ぶことができる。

#### 第 14 条 決議

クラブは、理事会によって審議される前に、本クラブを拘束するいかなる決議または提案を審議してはならない。もしかかる決議または提案がクラブの会合で提起されたならば、討議に付することなく理事会に付託しなければならない。

#### 第 15 条 議事の順序

開会宣言  
来訪者の紹介  
来信、告示事項およびロータリー情報  
委員会報告（もしあれば）  
審議未終了議事  
新規議事  
スピーチその他のプログラム  
閉会

#### 第 16 条 改正

本細則は、定足数の出席する任意の例会において、出席会員の 3 分の 2 の賛成投票によって改正することができる。但し、かかる改正案の予告は当該例会の少なくとも 10 日前に各会員に郵送されていなければならない。標準ロータリー・クラブ定款および RI の定款、細則と背馳するとき改正または条項追加を本細則に対して行うことはできない。

### 現実的なクラブの対応 1

#### CLP の新しい発想

CLP を採用する場合、どうしても避けて通ることのできないステップに委員会構成の合理化があげられます。どのような委員会構成を採用すれば、効率のよいクラブ運営ができるのでしょうか。以前の推奨ロータリークラブ細則は大規模クラブを対象にして作られたものだったので、中小規模のクラブがそのまま採用すれば、一人の会員が幾つもの委員会を兼任せざるを得なくなり、結果として満足な委員会活動ができないという問題が起こっていました。細則に記載されている委員会をすべて設置して、一名の委員長と二名の委員を置いて、さらに定款で定められている役員を加えれば、70 名規模のクラブでなければ、この委員会構成を採択できない計算になります。もっとも、クラブ細則はクラブが独自に決めることが可能なので、自らのクラブの規模にふさわしいように委員会を統廃合して、クラブの運営を合理化すれば良いのですが、日本のほとんどのクラブはこの作業をせず、推奨クラブ細則をそのまま採用して、無駄な委員会に数少ない会員を二重三重に張り付かせているケースが大部分でした。

今回、CLP に基づいた新しい推奨クラブ細則が発表されましたが、その冒頭に「本細則は単に推奨されるにすぎない。従って、ロータリークラブは、標準ロータリークラブ定款、RI

## 定款、RI

細則、およびロータリー章典と矛盾しない限り、クラブ自身の事情に応じて変更することができる。」と書かれているにもかかわらず、それをそのまま採用することを前提にして、賛成、反対の議論に花が咲いているようです。どうも、日本人の、お上から与えられたものをそのまま受け容れるという悪い習慣は、なかなか治らないようです。要は、小規模のクラブでも効率的に運営できるような委員会構成を考えることが、CLPを成功裏に導く第一歩なのです。

1927年に開催されたオステンド大会で、ロータリーに四大奉仕の考え方が導入されましたが、それ以前は、ロータリーの諸活動をクラブ内諸活動とクラブ外諸活動に二分して考えていました。この考え方を採用すると、中小規模のクラブに適した、きわめて合理的な委員会構成ができます。

まず、ロータリー活動をクラブ内諸活動 **Club internal activities** とクラブ外諸活動 **Club external activities** に二分します。クラブ内活動は会員自身に関わる会員委員会と、クラブ管理に関わるクラブ管理委員会によって構成されるクラブ奉仕委員会が担当し、クラブ外活動は例会外で行う奉仕活動全般、すなわち職業奉仕委員会、社会奉仕委員会、国際奉仕委員会によって構成される奉仕活動委員会が担当します。RIの提案ではこの委員会を奉仕プロジェクト委員会に一括していますが、四大奉仕の原則からは、クラブ奉仕を除く三つの委員会に分割する方がベターだと思います。

会員委員会は、従来の会員増強・会員選考・職業分類・ロータリー情報・親睦活動各委員会の職務を行い、クラブ管理委員会は、プログラム・出席・広報・雑誌・会報各委員会の職務を行います。

社会奉仕委員会は、社会奉仕、インターアクト・ローターアクト・ライラを含む新世代委員会の職務を、国際奉仕委員会は、世界社会奉仕・国際交流・国際青少年交換・ロータリー財団・米山奨学委員会の職務を行います。

小規模のクラブでは、クラブ奉仕委員会と奉仕活動委員会を常任委員会にして、クラブ管理・会員・職業奉仕・社会奉仕・国際奉仕の各委員会を小委員会にすれば、少ない人数でも対応できますし、中規模乃至は大規模のクラブでは、小委員会を常任委員会にして、それぞれの具体的な専門分野を小委員会にすれば、ほぼ従来の委員会構成を踏襲した形で収まると思います。ただし、会員増強、会員選考、職業分類は会員増強委員会に統合、雑誌、会報、広報と、プログラム、出席はそれぞれ統合可能です。小規模クラブでは、ロータリー財団と米山奨学委員会を国際奉仕委員会に統合せざるを得ませんが、可能な限り独立させる方が望ましいと思います。

### 小規模クラブ委員会構成例

理事会

常任委員会

小委員会

具体的な職務内容

クラブ奉仕

委員会

クラブ内の諸活動を担当クラブ管理委員会プログラム・出席・広報・雑誌会報・インターネット・親睦

会 員 委 員 会 会 員 増 強 ・ 会 員 選 考 ・ 職 業 分 類 ロ ー タ リ ー 情 報 ・ 奉 仕 活 動 委 員 会

クラブ外の諸活動を担当職業奉仕委員会



社会奉仕委員会社会奉仕・新世代(インターアクトローターアクト・ライラ)国際奉仕委員会世界社会奉仕・国際交流・国際青少年交換・ロータリー財団・米山奨学

## 中・大規模クラブ委員会構成例

理事会

常任委員会小委員会

クラブ奉仕委員会例会 (プログラム・出席)

広報 (雑誌・会報・インターネット)

親睦

会員 (会員増強・会員選考・職業分類・ロータリー情報)

職業奉仕委員会

社会奉仕委員会新世代 (インターアクト・ローターアクト・ライラ)

国際奉仕委員会世界社会奉仕・必要ならば 国際交流・国際青少年交換

ロータリー財団・米山奨学

ここで示した委員会構成は、あくまで一例に過ぎません。各クラブの人数、奉仕活動の重点目標に合わせて、作成する必要があります。

クラブ独自の委員会構成の大本になるのがクラブ細則です。先ずクラブの実情に合致したクラブ細則を制定して、それに基づいて役員の構成や委員会構成を考えてください。

### 現実的なクラブの対応 2

ロータリー・クラブ細則例

2004年11月に開催されたRI理事会において、クラブ・リーダーシップ・プラン

CLPが審議され、これに準拠した新しい推奨ロータリークラブ細則が発表されました。CLPは会員数が激減したり、クラブの機能喪失によって、消滅したり、他のクラブと合併せざるを得ない危機に瀕しているクラブを活性化するためのプランですが、四大奉仕に基づいた委員会構成を採用していない点や、さらに常任委員会の構成に関して、日本のロータリアンの間にはかなりの抵抗があるようです。そこで、四大奉仕に基づいた委員会構成を前提にして、日本のロータリアンに受け入れられ易いようにアレンジしたクラブ細則を作ってみました。

CLPの趣旨に従って可能な限り委員会を統廃合して、委員会構成をスリム化してみましたが、大規模クラブでは会員数に応じて委員会数を増やすことも可能です。要は、所属委員会の活動に専念できるように、一人の会員が一つの委員会に所属するように配慮することです。そして現実の委員会構成を反映するように、クラブの実態に沿ったクラブ細則を整備することです。この試案はあくまでも参考に過ぎません。皆さまのクラブの実態に沿った最適のクラブ細則を考えてみてください。

なおこの細則例は前述の大・中規模クラブを想定したものです。

#### 第1条 定義

1. 理事会：本クラブの理事会
2. 理事：本クラブの理事会メンバー
3. 会員：名誉会員以外の本クラブ会員
4. RI：国際ロータリー
5. 年度：7月1日に始まる12カ月間

## 第2条 理事会

本クラブの管理主体は本クラブの会員8名により成る理事会とする。すなわち本細則第3条第1節に基づいて選挙された4名の理事、会長、副会長、会長エレクト（または、後任者が選挙されていない場合は会長ノミニー）、幹事および会計である。

注:

- ① 人数の多いクラブでは、理事に直前会長を加えて理事会9名とする
- ② 4名の理事とは四大奉仕部門の委員長である。
- ③ 幹事、会計は職権理事とする。

## 第3条 理事および役員選挙

第1節 年次総会の1カ月前の例会において、議長は指名委員会の開催を通告する。指名委員会は次々年度会長候補者を指名して、年次総会1週間前の例会において、その氏名を発表しなければならない。年次総会の1カ月前の例会において、議長は、会長ノミニーに対して、次年度副会長、幹事、会計および他の4名の理事候補者の指名を要請する。会長ノミニーは、候補者を指名して、年次総会1週間前の例会において、その氏名を発表しなければならない。

指名委員会および会長ノミニーより指名をうけた候補者は、年次総会において投票に付せられ、各々最多投票数を獲得した候補者をもって当選者とする。ただし、候補者の数が投票に付される役員および理事の定数を越えない場合は、口頭による採決をもって、これに代えることができる。

前記の投票によって選挙された次々年度会長候補者は、会長ノミニーとなり、その選挙の後の次の7月1日に始まる年度に、会長ノミニーのまま理事会のメンバーを務め、理事会のメンバーを務めた年度直後の7月1日に、会長に就任する。会長ノミニーは、後任者の選挙が行われた後に会長エレクトの役職名が与えられる。

第2節 選挙された役員および理事によって理事会を構成する。会長エレクトは、選挙によって決定した理事エレクトを招集して、1週間以内に会場監督を決定しなければならない。

第3節 理事会またはその他の役職に生じた欠員は、残りの理事の決定によって補填する。

第4節 役員エレクトまたは理事エレクトに生じた欠員は、残りの役員エレクトまたは理事エレクトの決定によって補填する。

注:

- ① ほとんどのクラブは指名委員会による指名と、年次総会における選挙によって理事および役員を決定しているので、その手続きを明文化しておく必要がある。
- ② 年次総会で、直接投票によって会長ノミニーを選ぶ方法もあるが、日本では会長経験者で構成された指名委員会に候補者の指名を委ねる方法が一般的である。
- ③ 指名委員会は現会長および過去4代の会長、計5名で構成される場合が多い。
- ④ 指名委員長は、最も古い4代前の会長もしくは現会長のいずれかに定めておくと、指名作業が円滑に進む。
- ⑤ 理事や役員の指名は会長エレクトの専任事項なので、指名委員会が介入しない方がよい。
- ⑥ 会長および理事、役員決定は規約上は選挙となっている。現実には、指名された役職別の候補者数と定員とが同数になる場合が通例だが、一応の選挙方法は定めておく方がよい。

## 第4条 役員任務

第1節 会長。本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行う。

第2節 会長エレクト。会長エレクトは理事会のメンバーとしての任務およびその他会長または理事会によって定められる任務を行う。

第3節 副会長。会長不在の場合は本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行う。

#### 第4節

幹事。幹事の任務は、会員の記録を整理保管し、会合における出席を記録し、クラブ、理事会および委員会の諸会合の通知を発送し、これらの会合の議事録をつくってこれを保管し、毎年1月1日および7月1日現在の半期会員報告、半期報告を提出した7月1日または1月1日よりも後にクラブ会員に選ばれた正会員について10月1日と4月1日現在の四半期会員報告、会員資格変更報告、毎月の最終例会の後15日以内に地区ガバナーに対して行わなければならない月次出席報告を含む、諸種の義務報告をRIに対して行い、RI公式雑誌の購読料を徴収してこれをRIに送金し、その他通常その職に付随する任務を行う。

第5節 会計。会計の任務は、すべての資金を管理保管し、毎年1回およびその他理事会の要求あるごとにその説明を行い、その他通常その職に付随する任務を行う。その職を去るに当たっては会計はその保管するすべての資金、会計帳簿、その他あらゆるクラブ財産を、その後任者または会長に引き継がなければならない。

第6節 会場監督。会場監督の任務は通常その職に付随する任務、およびその他会長または理事会によって定められる任務を行う。

### 第5条 会合

第1節 年次総会。本クラブの年次総会は毎年12月に開催される。この年次総会において次年度の役員および理事の選挙を行わなければならない。

#### 第2節

本クラブの毎週の例会は\_\_\_\_曜日\_\_\_\_時に開催する。例会に関するあらゆる変更または例会の取消はすべてクラブの会員全部に然るべく通告されなければならない。本クラブの瑕疵なき会員はすべて、名誉会員（または標準ロータリー・クラブ定款第8条第3節および第4節の規定に基づき、出席を免除された会員）を除き、例会の当日、その出席または欠席が記録され、その出席は、本クラブまたは他のロータリー・クラブにおいて、その例会に充当された時間の少なくとも60パーセントに出席していたことが実証されるか、もしくは標準ロータリー・クラブ定款第8条第1節と第2節の規定によるものでなければならない。

第3節 会員総数の3分の1をもって本クラブの年次総会および例会の定足数とする。

第4節 定例理事会は毎月\_\_\_\_\_に開催される。臨時理事会は会長がその必要ありと認めたとき、または2名の理事からの要求があるとき、会長によって招集される。但しその場合然るべき予告が行われなければならない。

第5節 理事の過半数をもって理事会の定足数とする。

注:

- ① ロータリーの規約によって定められた会合は、年次総会、例会および理事会であり、しばしば用いられる臨時総会という言葉は存在しない。
- ② 例会の定足数は会員総数の3分の1、理事会の定足数は理事会メンバーの過半数であり、それに満たなかった場合、これらの会合は成立しない。
- ③ 役員選挙の年次総会は12月31日までに開催しなければならない。

## 第6条 入会金および会費

第1節 入会金は\_\_\_\_\_とし、入会承認に先んじ納入しなければならない。

第2節 会費は年額\_\_\_\_\_とし、各半年ごとの各支払額のうちの一部は各会員のRI 公式雑誌の購読料に充当するという諒解の下に、毎年2回7月1日および1月1日に納入しなければならない。

注:

①入会金や会費の額、およびロータリアン誌の購読料は細則で定められているので、これらの額を変更するためには細則の変更が必要であり、定足数を満たした例会における会員の承認を要する。

## 第7条 採決の方法

本クラブの議事は、役員および理事を投票によって選挙する場合を除き、口頭による採決をもって処理されるものとする。理事会は、特定の決議案を、口頭ではなく投票により処理することを決定することができる。

注:

多数決による採決は、確かに民主主義的な決め方かも知れない。しかしクラブ内における会員の親睦を第一義に考えるならば、なるべく満場一致を原則とし、異論を唱える会員がいるような案件は強行しない配慮が必要である。

注:

RIが推奨するロータリークラブ細則には

### 「第8条 四大奉仕部門

四大奉仕部門は、本ロータリー・クラブの活動のための理念と実践の枠組みである。それはクラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、および国際奉仕である。本クラブは、四大奉仕部門の各部門に積極的に取り組むこととする。」

という条文があるが、これはRI推奨ロータリークラブ細則の第9条に記載されているCLPに基づく委員会構成が、従来の四大奉仕に基づく委員会構成とかけ離れたものになっているため、断り書きとして新設された条文だと考えられる。従って四大奉仕に基づく委員会構成を採用するのなら、この条文は必要ない。

## 第8条 委員会

### 第1節 常任委員会

(a) 会長は理事会の承認の下に次の常任委員会を設置する。

クラブ奉仕委員会

職業奉仕委員会

社会奉仕委員会

国際奉仕委員会

(b) 会長は理事会の承認の下にクラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕および国際奉仕について、必要と考える特定分野を担当する委員会を設置することができる。

(c) クラブ奉仕委員会、職業奉仕委員会、社会奉仕委員会および国際奉仕委員会は、それぞれ会長が理事の中から任命する委員長および委員をもって構成する。

(d) 会長は職権上すべての委員会の委員になり、委員会に付随するあらゆる特典をもつ。

(e) 各委員会は本細則によって付託された職務と、会長または理事会が付託する事項を処理しなければならない。理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、これらの委員会は、理事会に報告してその承認を得るまでは行動してはならない。

## 第2節 クラブ奉仕委員会

### (a)

クラブ奉仕委員長はクラブ奉仕の諸活動全般に対して責任をもち、かつクラブ奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつ。

(b) クラブ奉仕委員会はクラブ奉仕委員長とクラブ奉仕の特定の分野を担当するすべての委員会の委員長によって構成される。

(c) 会長は理事会の承認の下にクラブ奉仕の特定分野を担当する次の委員会を設置する。

会員委員会

例会委員会

親睦委員会

広報委員会

## 第3節 職業奉仕委員会

職業奉仕委員長は職業奉仕の諸活動全般に対して責任をもつ。

## 第4節 社会奉仕委員会

(a) 社会奉仕委員長は社会奉仕の諸活動全般に対して責任をもち、かつ社会奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつ。

(b) 社会奉仕委員会は、社会奉仕委員長と社会奉仕の特定の分野を担当するすべての委員会の委員長によって構成される。

(c) 会長は、理事会の承認を受け、社会奉仕の特定分野について次の委員会を設置する。

新世代委員会

## 第5節 国際奉仕委員会

(a) 国際奉仕委員長は国際奉仕の諸活動全般に対して責任をもち、かつ国際奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつ。

(b) 国際奉仕委員会は、国際奉仕委員長と国際奉仕の特定の分野を担当するすべての委員会の委員長によって構成される。

(c) 会長は、理事会の承認を受け、国際奉仕の特定分野について次の委員会を設置する。

ロータリー財団委員会

米山奨学委員会

注:

① 会員委員会は、従来の会員増強委員会、会員選考委員会、職業分類委員会、ロータリー情報委員会を統合したものである。

② 例会委員会は、従来のプログラム委員会、出席委員会委員を統合したものである。

③ 広報委員会は、従来の雑誌委員会、会報委員会、広報委員会を統合したものである。

## 第9条 委員会の任務

### 第1節 クラブ奉仕委員会

クラブ奉仕に関する事柄についてその諸責務を遂行するうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施する。この委員会の委員長は委員会の定例会合に責任をもち、クラブ奉仕の全活動について理事会に報告するものとする。

#### (a) 会員委員会

① 会員の増強と退会防止に関する包括的な計画を立てて、実施する。

② 毎年できるだけ早く、遅くとも8月31日までにその地域社会の職業分類調査を行い、その調査に従って、職業分類の原則を適用した充填未充填職業分類表を作成する。絶えず本クラブの充填未充填職業分類表を検討して、未充填の職業分類を充填するために適当な人物の氏名を理事会に推薦するように積極的に努める。

③ 会員候補者にロータリー・クラブ会員の特典と責務に関する情報を提供し、会員に、あらゆるレベルのロータリーの歴史、綱領、活動に関する情報を提供し、入会してから最初の1年間、新会員のオリエンテーションを監督するものとする。

#### (b) 例会委員会

① 地区大会、都市連合会、地域大会および国際大会を含めたあらゆるロータリーの会合に出席することを奨励する方法を考案する。特に本クラブへの出席と、本クラブ例会に出席できない場合の他クラブ例会への出席を促し、全会員に出席規定を周知徹底し、出席を良くするためのより良き奨励策を講じ、さらに出席不良の原因となる諸事情を確かめてこれを除去することに務める。

② 例会会および臨時の会合のためのプログラムを準備、手配、予告すると共に、これが完全に実施されるまでの責任を負う。

#### (c) 親睦委員会

① 例会における会員間の親睦をはかるための方策を考案しこれを実施する。

② ロータリーのレクリエーションおよび社会的諸活動への参加を促し、本クラブの一般目的の遂行上会長または理事会が課する任務を果たす。

#### (d) 広報委員会

① クラブ週報の定期刊行とクラブのウェブサイトの定期的更新によって、会員の関心を促すと共に、出席の向上を図り、例会のプログラムを予告し、前回の例会の重要事項を報告し、親睦を深め、全会員のロータリー教育に寄与し、クラブ、会員および世界各地のロータリー・プログラムに関するニュースを伝えるように努める。

② ロータリーの友およびRIや地区から発行される刊行物やウェブサイトに対する関心を喚起し、雑誌月間行事を主催し、クラブの例会プログラムにおいて毎月これら刊行物やウェブサイトの簡単な紹介を行い、新会員の情報源として刊行物やウェブサイトを利用することを奨め、ロータリーに関心をもつ人や図書館、病院、学校その他の公共の施設に雑誌を寄贈し、ニュース資料や写真を投稿し、その他あらゆる方法によって雑誌を有効に利用するように務める。

③ 広く一般世間に、ロータリーの歴史、綱領、規模および活動に関する情報を提供すると共に、本クラブのために適切な宣伝を行う方策を考案しこれを実施する。

### 第2節 職業奉仕委員会

職業奉仕の理念を伝え、職業関係における諸責務を遂行し、各会員がそれぞれの職業における慣行の一般水準を引き上げるうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施する。

### 第3節 社会奉仕委員会

地域社会に対する諸責務を遂行するうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施する。この委員会の委員長は、本クラブの社会奉仕活動に責任をもち、社会奉仕の諸特定分野について設置される次の委員会の仕事を監督しこれを調整する。

#### (a) 新世代委員会

その地域社会における新世代問題に対する諸責務を遂行するうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施する。

#### 第4節 国際奉仕委員会

国際奉仕に関する事柄においてその諸責務を遂行するうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施する。この委員会の委員長は、本クラブの国際奉仕活動に責任をもち、国際奉仕の諸特定分野について設置される次の委員会の仕事を監督しこれを調整する。

##### (a) ロータリー財団委員会

ロータリー財団に対する資金的寄付とプログラムへの参加を通じて、ロータリー財団を支援する計画を立て、実施する。

##### (b) 米山奨学委員会

米山記念奨学会の目的を円滑に遂行するための情報を提供し、方策を考案し、これを実施する。

#### 第10条 出席義務規定の免除

理事会に対して書面をもって、正当かつ十分な理由を具して申請することによって、会員は出席義務規定の免除が与えられ、一定期間を限り本クラブの例会出席を免除される。

注：出席義務規定の免除は会員身分の喪失を防ぐためのものであって、その会員を出席とみなすものではない。その会員がメイクアップをしない限り、欠席となる。

#### 第11条 財務

##### 第1節 資金の預託

会計は本クラブの資金をすべて理事会によって指定された銀行に預託しなければならない。

##### 第2節 会計処理

(a) 入金 は幹事および会計が署名した入金伝票に基づいて、入金しなければならない。

(b) 出金 は幹事または担当理事および会計が署名した出金伝票に基づいて、会計が押印した小切手または振込をもって出金しなければならない。

(c) 本クラブのすべての会計について、毎年1回公認会計士または他の有資格者によって全面的な監査が行われなければならない。

##### 第3節 会計年度

本クラブの会計年度は7月1日より6月30日までとし、会費徴収の目的のために、7月1日より12月31日までの期間および1月1日より6月30日までの期間の二半期に分ける。国際ロータリーに対する人頭分担金と雑誌購読料の支払いは、毎年7月1日および1月1日に、それぞれ当日の本クラブ会員数に基づいて行われる。

##### 第4節 予算

各会計年度が始まる迄に、理事会はその年度の収支予算を作成し、または作成させなければならない。その予算は、理事会において承認された後に、各費目ごとに支出の限度額となる。但し、理事会の議決によって別段の指示がなされた場合はこの限りではない。

注：資金の安全保管のために、会計が保証を提供する制度は、日本では一般化していない。

#### 第12条 会員選挙の方法

第1節 本クラブの会員または会員委員会によって推薦された会員候補者の氏名は、所定の会員推薦申込書によって、本クラブ幹事を通じ、理事会に提出される。移籍する会員または他クラブに属していた元クラブ会員は、元クラブによって推薦されてもよい。

第2節 理事会は、会員委員会に対し、推薦された会員候補者の資格要件を職業分類上の見地および、人格、職業上および社会的見地からその適格性を調査させ、これを理事会に報告させる。

第3節 理事会は、会員委員会の勧告を審査して、推薦状の提出後30日以内に、その承認または不承認を決定し、これをクラブ幹事を通じて推薦者に通知する。

第4節 理事会がこれを承認した場合は、候補者に入会申込書の提出を求め、本人の氏名および本人に予定されている職業分類をクラブに発表することについての承諾を求める。

第5節 候補者が承諾した場合、本人の氏名、職業分類その他必要事項が記載された告知書が、本クラブ会員に郵送される。

第6節 告知書が発送されて7日以内に、理事会がクラブ会員の誰からも、推薦に対して理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合は、理事会は、推薦者と会員委員会に、会員候補者に対するロータリーの目的およびクラブにおける会員の特典と義務についての説明をさせる。この説明の後、会員候補者(名誉会員以外)は、所定の入会金を納めることにより、会員に選ばれたものとみなされる。理事会に対し異議の申し立てがあった場合は、理事会は次回の理事会においてこれを審議し、当該会員候補者について採決を行う。この理事会の採決において、出席理事会メンバーの全員の賛成が得られた場合は、会員候補者(名誉会員以外)は所定の入会金を納めることにより、会員に選ばれたものとみなされる。

第7節 このような選挙後に、クラブ会長は当該会員の入会式を行い、クラブ幹事は当該会員に対して会員証を発行し、新会員をRIに報告しなければならない。会員委員会は、入会式で新会員に贈呈する適切な資料を提供し、当該新会員がクラブに溶け込めるよう援助することを担当する会員を1名指名するものとする。

第8節 クラブは、標準ロータリー・クラブ定款に従い、理事会により推薦された名誉会員を選ぶことができる。

注:

- ① 会員候補者を他クラブに推薦することはできない。ただし、移籍会員、元会員については可能。
- ② 理事会は、推薦状の提出後30日以内に結論をださなければならない。いたずらに結論を保留することはできない。
- ③ 会員より異議の申し立てがあった場合、理事会の採決方法(全員一致か多数決か)について、あらかじめ定めておくべきである。
- ④ クラブ内の揉め事の大半は入会を巡って起こる。会員増強を優先するのか、会員間の親睦を優先するのかを、理事会は適切に判断しなければならない。
- ⑤ 候補者として推薦されている事実を本人に知らせる時期、最初のロータリー・インフォメーションをする時期についてはクラブ・レベルで考慮する必要がある。
- ⑥ 新会員を援助する会員を指名しなければならない。指名を受けた会員は、適切なロータリー情報を提供すると共に、あらゆるロータリーの会合に新会員と共に出席しなければならない。
- ⑦ ライバル関係にある同業者の入会を阻止するために、一人でも反対があれば入会できないように定めることは可能である。

### 第13条 決議

クラブは、理事会によって審議される前に、本クラブを拘束するいかなる決議または提案を審議してはならない。もしかかる決議または提案がクラブの会合で提起されたならば、討議に付することなく理事会に付託しなければならない。

注:



- ① 定款改正やR I の直接監督権の行使以外の、R I や地区の決議、指示、要請も、クラブ理事会の権限が優先する。
- ② 会長や幹事が地区や他クラブと交わした約束も、理事会の審議結果によって却下されることもある。
- ③ 理事会の承認なしに、委員会の決定事項を例会で報告することはできない。

#### 第 14 条 議事の順序

開会点鐘

来訪ロータリアンの紹介

会長の時間

幹事報告

委員会報告

審議未了議事

新規議事

卓話またはその他のプログラム

ニコニコ箱などの報告

閉会点鐘

注： 現実に行われているクラブ例会の順序を現わすものでなければならない。

#### 第 15 条 改正

本細則は、定足数の出席する任意の例会において、出席会員の 3 分の 2 の賛成投票によって改正することができる。但し、かかる改正案の予告は当該例会の少なくとも 10 日前に各会員に郵送されていなければならない。標準ロータリー・クラブ定款および RI

の定款、細則と背馳するとき改正または条項追加を本細則に対して行うことはできない。

注：

- ① 定款、細則の改正は、総会ではなく定足数を満たした例会における会員の議決を要する。
- ② 定款、細則の改正は、出席会員の 3 分の 2 の賛成投票が必要である。

2006 年 11 月 25 日